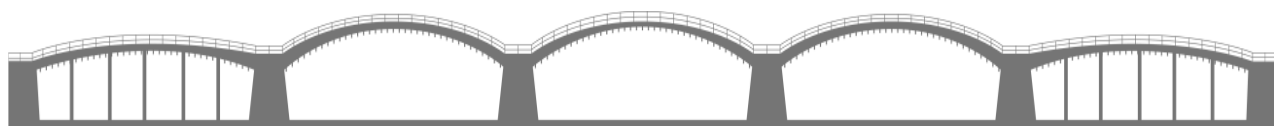


岩国市人権教育・啓発推進指針

(令和8年5月一部改訂)

一人ひとりの人権が大切にされている

社会の実現を目指して



岩 国 市

岩国市教育委員会

一人ひとりの人権が大切にされている

社会の実現を目指して

今年、戦後70年の節目の年であります。

最も基本的な人権の一つである「生きる権利」さえも奪ってしまう戦争は、最大の人権侵害であると言えます。私たちは、再び戦争の惨禍は繰り返さないと強く心に刻み、行動していかねばなりません。

さて、これまで、基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとで、国や地域を挙げて人権に関する様々な取組が講じられてきました。

本市においても、行政、学校、企業、民間団体を始め市民一人ひとりが人権を大切にするという共通の考え方に立って、市民の人権意識の高揚を図るため、人権教育・啓発に関する施策の推進に努めてまいりました。

しかしながら、私たちの周りには、家庭における子どもへの虐待、学校におけるいじめや体罰、同和問題、障害者や外国人に対する差別など、人権問題が存在しているほか、近年では、インターネットを利用した悪質な書き込み、外国人排斥の言動など、人権問題は多種、多様化しております。

このような様々な人権問題が生じている背景として、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化などがその要因になっているほか、根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解や行動が十分に定着していないことが挙げられます。

こうした状況を踏まえ、「岩国市総合計画」に掲げている「一人ひとりの人権が大切にされている」社会の実現を目指し、国、県、関係機関、団体等との連携を図りながら、本市の実情に応じた人権教育・人権啓発の取組を推進するため、このたび「岩国市人権教育・啓発推進指針」を策定いたしました。

今後は、本指針に基づき、より積極的な人権教育・啓発の取組を推進してまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本指針の策定にあたり、御審議いただきました岩国市人権教育・啓発推進協議会委員の皆様、パブリックコメント等を通じて貴重な御意見をいただきました市民・関係団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成27年(2015年)3月

岩国市長 福田 良彦

目 次

◆ 1 指針の基本目標	1
◆ 2 国・県の動向	1
◆ 3 基本方針	2
◆ 4 具体的な人権教育・啓発の推進	3
◆ 5 人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する人権教育の推進	5
◆ 6 推進組織	6
◆ 7 相談体制等の充実	6
◆ 8 分野別の取組	7
◆ 9 指針の見直しについて	7
《資料》	
◆ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	8
◆ 山口県人権推進指針	9
◆ 岩国市総合計画	10
◆ (参考)用語解説	12

◆ 1 指針の基本目標

この指針は、人権教育及び人権啓発を通じて、市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として捉え、人権尊重の意識や態度を身に付け、日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして行動していくことにより、岩国市総合計画（令和5年3月策定）に掲げている「一人一人の人権や多様性が大切にされている」社会の実現を目標とします。

このため、岩国市では、国、県と連携を図りつつ、本市の実情に応じた「岩国市人権教育・啓発推進指針」を策定し、住民に密着した、より積極的な人権教育・啓発の取組を推進してまいります。

◆ 2 国・県の動向

平成11年(1999年)、国の「人権擁護推進審議会の答申」（以下「答申」といいます。）では、人権教育・啓発の手法について、「法の下での平等、個人の尊重といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重の理念についての理解が深まっていくものと考えられる」とし、「その際、同和問題など様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた教育・啓発活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある」としています。

国は、平成12年(2000年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）」を制定し、人権教育及び啓発の推進は、国の責務と規定され、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育及び人権啓発を推進するよう規定されました。

そして国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成14年(2002年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「第一次基本計画」といいます。）を策定、令和7年(2025年)6月には新たに「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（以下「基本計画」といいます。）を策定しました。この基本計画の中で、人権教育・啓発に当たっては、「普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには、課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である」とされています。

また、山口県は、平成14年(2002年)に「山口県人権推進指針」を策定しました。社会情勢の変化や新たな人権課題も生じていることから、人権に関する総合的な取組をより一層推進するため、令和6年(2024年)に改定されています。改定された指針においては、山口県民全てが自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を共に営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのない尊い生命の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「じゆう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）の3つの視点で人権に関する諸施策を総合的に推進することとしています。

◆ 3 基本方針

人権教育・啓発の推進に当たっては、市民一人ひとりが基本的人権の意義や、人権尊重の理念、及び様々な人権課題について正しく理解し、学びとった正しい知識と理解を土台にして、人権問題を自分自身の問題として受け止め、日常生活の中で具体的な人権課題の解決に結びつけていくことが大切です。

また、すべての人の人権を尊重する上で、まず、自分が人権を有する人間の一人であるという自覚が必要です。自らの尊厳を常に意識し、「他の人も人としての尊厳を当然保有しており、尊重しなければならない」という考え方に立って、一人ひとりが持つ多様性を理解し、尊重しあう「共に生きる心」の醸成を図っていきます。

そして、様々な人権問題について理解を深め、家庭、学校、職域、地域社会、その他あらゆる場と機会を通じ、市民一人ひとりが、それぞれの人権教育・啓発の実施主体が担うべき役割を十分に踏まえた上で、相互の連携協力関係を強化して推進していきます。

○ 学校教育

児童生徒の心身の成長の過程に即して学習活動や支援等を工夫し、学校の教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。

○ 生涯学習

あらゆる場と機会において、基本的人権の意義や人権尊重の理念、及び様々な人権課題に対して理解を深める人権教育を推進します。

そのために、幼児から高齢者にいたるそれぞれのライフサイクルにおける生涯学習を通じ、人権尊重の意識を高めることを目的として、多様な学習機会の充実に努めます。

○ 人権啓発

市民一人ひとりの人権が尊重される心豊かな地域社会の実現を目指して、より一層効果的に人権啓発活動を推進します。

そのためには、市民一人ひとりの生涯の中で、幼児期から高齢期までの各世代に応じ、あらゆる場と機会を通じて人権啓発を実施することで、様々な人権問題を正しく理解し、人権問題を直感的に捉える感性や、日常生活においても人権への配慮が態度や行動に自然と表れるような取組を行います。

◆ 4 具体的な人権教育・啓発の推進

本市においては、様々な人権課題に対する正しい理解と、基本的人権の意義や人権尊重の理念を認識し、家庭、学校、職域、地域社会、その他あらゆる場と機会を通して人権研修等の自主的な取組を支援するため、次のとおり、地域に密着したきめ細かい人権教育・啓発活動を実施します。

■ 人権教育の推進

○ 学校教育における推進

(1) 推進体制の確立

ア 校内推進組織を充実するとともに、人権教育推進の基本的な考え方や方向性についての共通理解を深め、学校や地域社会の実情や児童生徒の実態等を踏まえた全体計画や年間指導計画を作成して、指導の充実を図ります。

イ 全市的な人権教育推進のため、岩国市小・中学校教育研究会人権教育部会の活動の充実を図ります。

ウ 学校、家庭、地域社会、関係機関相互での連携を深め、人権教育の充実を図ります。

(2) 人権尊重の視点に立った指導の充実

ア 人権教育の視点を踏まえた教育課程を編成するとともに、人権を尊重した生徒指導、キャリア教育の充実を図る等、教育活動全体を通して指導の充実を図ります。

イ 児童生徒の人権を尊重する学校・学級経営を推進し、豊かな人間関係とたくましい実践力を育てます。

ウ 人権教育に関する資料の効果的な活用を図ります。

エ 主体的に課題を解決する学習や体験活動を取り入れたり、視聴覚教材を活用するなどして、児童生徒の自主性と実践への意欲を育みます。

(3) 研修機会の充実

ア 教職員は、人権尊重の意義や理念について深く理解し、様々な人権課題に対する正しい認識を持ちます。学校の人権教育の取組を保護者や地域社会に伝えることで、人権教育を推進します。

イ 教職員のニーズや取り組むべき課題を踏まえた研修会を計画的に開催するなど、多様な研修機会の充実を図ります。

○ 生涯学習における推進

(1) 公民館等における学習機会の充実

公民館等の各種教室・講座の中に人権学習を設け、地域社会全体の自主的な取組が活性化するよう支援します。

(2) 社会教育関係団体等との連携

基本的人権の意義や理念、そして様々な人権課題への正しい理解と認識を深めるた

め、社会教育関係団体等との連携を強め、研修会開催を働きかけ、学習機会の充実に努めます。

また、様々な広報媒体を活用して、広く情報提供に努めます。

(3) 家庭教育への支援

人権意識を高めていくための家庭教育講座を実施します。

また、学校や社会教育関係団体等との連携を通して、保護者の学習機会の充実や情報提供に努めます。

(4) 指導者の養成・研修

人権に関わる講演会や講座等への参加を促し、資質向上を図ることで人権教育の指導者の養成に努めます。

■ 人権啓発の推進

(1) 推進体制の確立

ア 岩国市人権教育・啓発推進協議会における提言及び協力を踏まえ地域の実態に即した人権啓発を推進します。

イ 学校、公民館、社会教育関係団体及び職域・企業等との連携を図りながら推進します。

(2) 指導者の養成と資質の向上

ア 岩国市人権教育・啓発指導者養成講座を開催し、地域及び各団体並びに職場での自主的研修活動の推進力となる指導者の養成に努めます。

イ 岩国市人権教育・啓発指導者養成講座修了者を対象に指導者研修会を開催し、実践・行動のできる指導者の育成と資質の向上に努めます。

(3) 広報活動の充実

人権週間等における街頭啓発活動、啓発用資料の作成、その他市報等での広報活動を通して全市民に対する啓発活動を推進します。

(4) 全市民に対する人権啓発の推進

ア 市民や社会教育関係団体等の活動、及び公民館の各種学級・講座の中において人権尊重の理念や理解を深めるための広報や啓発活動に努めます。

イ 市内各団体、企業及び行政職員に対する定期的、継続的な研修会を開催することにより啓発活動に努めます。

ウ 身近に人権問題を考えるイベントとして、じんけんフェスタを開催し、全市民に人権啓発を働きかけるよう努めます。

(5) 人権啓発資料及び教材の整備と有効な活用

学習効果を高めるための研修資料の充実と視聴覚教材等の整備に努めるとともに効果的な活用の促進を図ります。

◆ 5 人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する人権教育の推進

人権教育・啓発の推進に当たっては、とりわけ人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する人権教育に関する取組を積極的に進めていく必要があります。

1 市職員等

市が行う全ての業務は、何らかの意味で人権に関わりがあり、窓口業務等の住民サービスにおける業務はもとより、企画立案等の住民と直接接する機会が少ない業務や、市が市民の権利を制限する業務であっても、人権への配慮が求められるなど、人権と無関係の業務はありません。

業務を実施するに当たっては、職員一人ひとりが市民の基本的な人権の尊重に視点を置いた取組を行う必要があります。

そのため、実践的な人権感覚を身に付ける研修の実施や個別の人権課題について理解を深める研修の充実を図り、職員一人ひとりの向上した人権意識を職務遂行に反映する必要があります。

- (1) 岩国市職員の人権意識の向上を図るため、各所属長が人権教育・啓発推進員となり、所属職員に対して様々な人権教育・啓発活動するとともに、人権教育・啓発推進員に対しては、岩国市職員の人権教育・啓発推進幹事会により決定された研修や指導を行います。
- (2) 人権教育・啓発指導者養成講座や指導者研修会、じんけんフェスタ等に職員が積極的に参加することを推進します。

2 教職員等

教職員は、常に幼児・児童・生徒の人権に配慮するとともに、教育活動全体を通して人権尊重の意識を育む責任があり、自らが高い人権意識をもち、実践する必要があります。

そのため、全教職員の共同実践による指導体制の強化等を推進するための研修の充実を図ります。

- (1) 管理職を対象に人権教育研修会を実施します。
- (2) 人権教育担当教員等研修会として、人権教育担当教員研究協議会や教員研修会を実施します。
- (3) 「山口県人権教育推進資料」（山口県教育委員会作成）に基づいて研修機会の充実を図ります。

3 保健・医療・福祉に携わる職員等

医師をはじめとする医療関係者、保健師、社会福祉施設職員、ホームヘルパー等の保健福祉関係事業に従事する者は、患者主体の診療をはじめ、病歴等診療情報の保護、様々な人々の生活相談、身体介護などに直接携わっていることから、患者や利用者の人格の

尊重、秘密の保持など、常に人権を基本とした行動が求められます。

そのため、保健、医療、福祉に携わる職員等が、患者や利用者の人権の重要性を認識し、人権意識の高揚が図れるよう、県と連携して研修の充実に努めます。

◆ 6 推進組織

地域に密着したきめ細かい人権教育・人権啓発活動を具体的に進めていくために、市総務部人権課、並びに教育委員会学校教育課及び生涯学習課を中心として、この指針の趣旨を十分に踏まえた具体的な事業計画を策定し、関係各課及び関係諸機関との密接な連携のもとに取組を進めます。

1 岩国人権擁護委員協議会

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員のうち、山口地方法務局岩国支局管内の人権擁護委員により構成している協議会で、市は、協議会と連携して人権の普及高揚を図るために啓発及び相談活動を推進します。

2 岩国人権啓発活動地域ネットワーク協議会

山口地方法務局岩国支局、岩国人権擁護委員協議会、岩国市、柳井市、和木町及び周防大島町で構成している協議会で、人権啓発推進組織として山口地方法務局や県と密接に連携して効果的な啓発活動を実施します。

3 岩国市人権教育・啓発推進協議会

行政や企業、有識者等で構成される協議会で、市の事業計画を確認し、人権教育・啓発推進のための研修会、講習会、じんけんフェスタ等を実施するとともに、委員各々の所属する職場等関係職域及び地域における人権問題の解決に向けた取組を進めます。

また、学校、公民館、社会教育関係団体及び職域・企業等との連携を図りながら、地域の実態に即した人権教育・啓発活動を推進します。

◆ 7 相談体制等の充実

地域社会において人権教育・人権啓発を推進する際の、教材や講師等に関する相談に対応するために、相談・支援体制の整備や周知に努めます。

◆ 8 分野別の取組

人権教育・啓発に当たっては、憲法の普遍的な視点からの取組のほか、各人権問題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、更に問題の解決に向けた実践的な態度を培っていく必要があります。また、国の基本計画の「各人権課題の取組」や山口県人権推進指針の「分野別施策の推進」に基づき、本市の実情を踏まえながら、各分野の所管部署と連携して人権教育・啓発を計画的に推進します。

◆ 9 指針の見直しについて

この指針は、国、県、関係機関の動向及び岩国市の総合計画の動向などを注視しながら、必要に応じて見直しを行っていきます。

《資料》

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 （抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

山口県人権推進指針（抜粋）

1 基本理念

私たちの身の回りには、日本国憲法に定める自由権、平等権、生存権、教育を受ける権利、勤労権などに関わる様々な人権課題が幅広く存在しています。

この指針においては、すべての県民が、家庭、地域、職場、学校、施設、その他あらゆる場において、人としての尊厳が損なわれることなく、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を営むことができるよう、一人ひとりがかげがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進することを基本理念とします。

2 キーワード

この基本理念に基づいたさまざまな取組を進めるため、「じゅう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）をキーワードとして諸施策を推進し、人権の世紀と言われている21世紀を共に生きる地域社会の実現をめざします。

■「じゅう」（自由）

だれもが、人として大切にされ、自由に自分らしく生きることができる地域社会の実現をめざします。このため、県民一人ひとりが、自由にものごとを考え、自由の意義を理解し自ら決定していくことが大切となります。

■「びょうどう」（平等）

だれもが、社会の一員として等しく参加・参画し、個性や能力を十分に発揮できる地域社会の実現をめざします。このため、県民一人ひとりが、平等に権利を有していることを理解し、お互いの自由や生命を尊重する地域づくりに貢献することが大切となります。

■「いのち」（生命）

だれもが、尊い生命の主体者として大切にされる地域社会の実現をめざします。このため、県民一人ひとりが、かけがえのない生命を大切にし、安心して安全に暮らせる地域づくりに貢献することが大切となります。

第3次岩国市総合計画（抜粋）

施策目標

一人一人の人権や多様性が大切にされている

現状・課題

21世紀は人権の世紀と言われ、人権という考え方の見直しや人権への関心が高まっている時代です。だからこそ、お互いが尊重しあい、協働・連携しながら生活するために一人一人の人権が大切にされている社会を推進することが必要です。

あらゆる差別や偏見をなくす人権尊重の精神を育成するには、たとえ直接には自分と関係ない人であっても、自分と同じ権利を持っているという前提に立って物事を考え、行動することを目的とした人権教育・啓発活動の推進が求められています。

基本方針

女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、感染症をめぐる差別事象などに加え、性的マイノリティに対する差別・偏見やインターネットによる人権侵害といった多様な人権課題について、広く市民に啓発する機会を着実に積み重ねていきます。

「知るだけでよい」という人権啓発から少しずつ離れ、基本的人権を侵害する差別・偏見にどのように向き合うべきかを具体的に考えてもらえる研修、行事を企画します。

（参考）基本構想

まちづくりの将来像

本市は、寂地山や羅漢山などの山々、錦川や島田川といった河川、瀬戸内海などの豊かな自然環境に恵まれた広大な市域を有しており、その中で、先人たちにより、地域独自の歴史や文化が生まれ、受け継がれています。

また、市民が誇りとする錦帯橋や岩国城下町地区をはじめとする美しい景観や陸・海・空の充実した交通アクセスなどの資源を有し、今後も活力あるまちとしてあり続ける可能性に満ちています。

こうした地域の魅力や資源を活用しながら、時流を捉え、市民や社会のニーズに対応しつつ、市民と行政が心をつなげて、ともに輝く未来を創造し、次代へと引き継いでいきます。

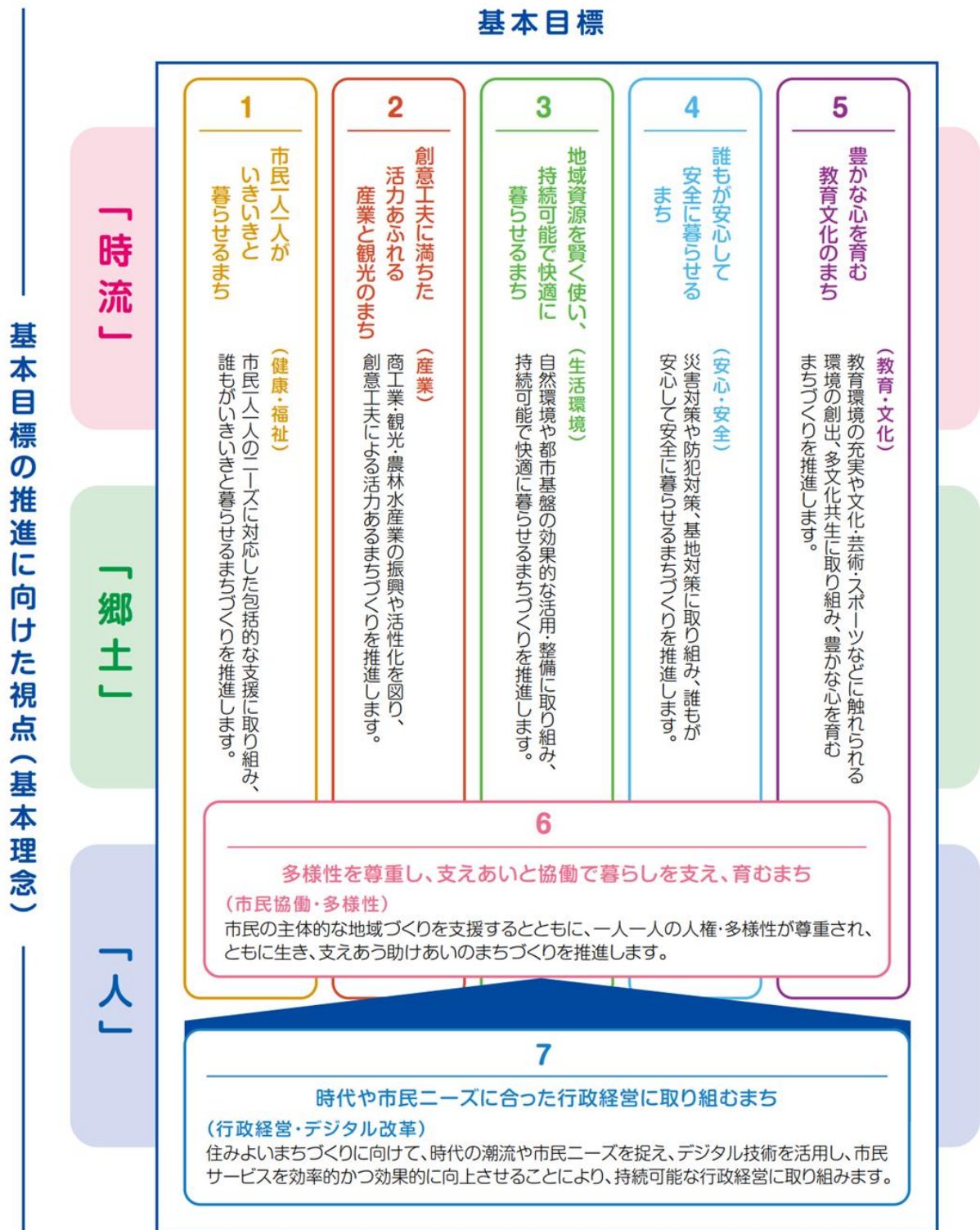
あわせて、地域間の交流や他都市との交流、外国人との多文化交流など、様々な形で地域や人がつながることにより、にぎわいを創出し、活力に満ちたまちをつくっていきます。

変化する社会情勢の中にあっても、市民が心豊かに暮らし続けることができるまちづくりを推進するため、本市では、「ともに歩み、ともに創り、ともに輝く、交流とにぎわいのまち岩国」の実現を目指します。

将来像を実現するための基本目標

将来像の実現に向けて、7つの基本目標に取り組みます。

市民の暮らしを支える基本目標1から5までと5つの基本目標の全てに関連する基本目標6について、時代や市民ニーズに合った行政経営に取り組む基本目標7により下支えします。



(参考)

用語解説

人権とは

- 「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合うによって守られるもの（法務省ホームページ）

人権教育とは

- 「知識と技能の伝達並びに態度の形成を通じて、人権という普遍的文化を構築することを目的とする研修、普及及び広報努力である」（人権教育のための国連 10 年国内行動計画）

人権啓発とは

- 「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第 2 条）

人権感覚とは

- 「人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れる」（第一次基本計画）

人権意識とは

- 人権に関する知識や技能のほか、偏見や差別に気付く感覚など、日常生活の中で人権を尊重できる意識

人権問題とは

- 人権に関する問題。特に人権侵害に関する問題。
人が人らしく社会活動を送ること・生きることが、何らかの人的要因によって妨害されている状態

人権課題とは

- 人権教育や啓発などの手法によって解決に導くことができる課題

基本的人権の尊重とは

- 日本国憲法第 11 条は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と示しています。ここから、人権の固有性・不可侵性・普遍性という重要な観念をみることができます。

（人権の固有性）

人権が憲法や天皇から恩恵として与えられたものではなく、人間であることにより当然に有するとされる権利であることをいいます。

（人権の不可侵性）

人権が原則として公権力によって侵されないということを指します。

（人権の普遍性）

人権は、人種、性、身分などの区別に関係なく、人間であるというただそれだけで当然にすべて享有できる権利であるということを意味します。

人権尊重の理念とは

- 自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考え方にとらえるものである。（人権擁護推進審議会答申）

発行年月 平成27年3月
令和8年5月（一部改訂）
編集発行 岩国市総務部人権課

〒740-8585 岩国市今津町一丁目14番51号
電話 0827-29-5080
FAX 0827-21-1660
Mail jinken@city.iwakuni.lg.jp
URL <https://www.city.iwakuni.lg.jp/>